



株式会社ノアスタッフ

平成28年8月1日

派遣法改正に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施工により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$$

※当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

事業所名称：株式会社ノアスタッフ

事業所所在地：東京都新宿区西新宿三丁目5番12-616号

・マージン率	29.3%
・派遣労働者数	4名（1日平均）
・派遣先事業所数	2件
・派遣料金の1人あたりの平均額	15,492円（1日8時間当たり換算）
・派遣社員の賃金の平均	10,952円（1日8時間当たり換算）
・教育訓練に関する事項	マナー・接遇研修（座学・実技指導）